

ろうどう そうだんかい

労働相談会



10/20 **日** 13時-17時

船橋フェイスビル5階 (京成船橋駅直結、JR船橋駅南口1分)

10/26 **土** 13時-17時

労働委員会 (県庁南庁舎7階) (JR本千葉駅8分)

※10月26日はZoomによるオンライン相談も可能です!

○ 相談員：労使関係に豊富な経験と知識のある労働者委員と使用者委員の2名

○ 相談時間：おひとり当たり45分程度

※県内の事業所における労働問題が対象です。 **お電話での事前予約が必要です。**

**無料
予約制**

予約・お問合せ先 千葉県労働委員会事務局

043-223-3735

(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)



(令和6年度版)

労働委員会は

公益委員

(大学教授・弁護士など)

労働者委員

(労働組合役員など)

使用者委員

(会社経営者など)

の

三者構成

により、公正・中立な立場で
紛争の解決に向けてお手伝いします

労働委員会の主な仕事

〔 不当労働行為の審査 〕

使用者が、労働組合の結成・加入を理由とした不利益な取扱いや団体交渉拒否、組合活動の妨害などをすること（不当労働行為）は、法律で禁止されています。

労働委員会では、労働者や労働組合からの救済申立てについて審査を行い、不当労働行為と認定すれば、救済命令を発します。

〔 労働争議の調整 〕

労働組合と使用者が、労働条件等について団体交渉で解決することが困難な場合、労働委員会では、あっせん、調停、仲裁のいずれかの方法（労働争議の調整）により、紛争の解決に向けてお手伝いします。

〔 個別的労使紛争のあっせん 〕

個々の労働者と使用者との間で、解雇・労働時間・パワハラ等の労働条件などをめぐる紛争について、当事者同士の話し合いによる解決が困難な場合、労働委員会ではあっせんにより、紛争の解決に向けてお手伝いします。

労働委員会Q&A

Q 制度の利用に費用はかかりますか？

A すべて無料で利用できます。

Q 秘密は守られますか？

A 委員や事務局職員には法律で定められた「守秘義務」があり、仕事上で知り得た情報を他に漏らすことは禁止されています。

千葉県労働委員会

TEL. **043-223-3735**

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
(千葉県庁南庁舎7階)



スマートフォンで
簡単アクセス!

詳しい情報はこちらから→

千葉県労働委員会

検索